

## 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書

無実でありながら有罪の判決を受けたえん罪被害者を救済するための最後の砦として、刑事訴訟法に基づく裁判のやり直し、いわゆる再審制度があり、我が国ではこれまで5件の死刑確定事件について再審により無罪判決が確定しています。

しかし、現実には、10年、20年、時には人生の大半をかけて無罪を主張するも再審開始の決定に至らず苦しんできた人、なかには、えん罪により死刑判決を受け、死刑執行の恐怖に長年脅かされてきた方々がいます。

その大きな原因として、再審の申請にあたっては、捜査機関の手元にある証拠の開示が重要となるものの、その取扱いについて明文規定が存在しないため、事件によって証拠開示の範囲に差が生じるほか、捜査機関により適切に証拠が保存されずに証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念があります。また、再審開始の決定がなされた後も、検察官が再審開始の決定に対して不服申立てを行い、速やかに公判への移行ができない事例も相次いでおり、再審手続きが更に長期化する傾向があります。

このような状態は、再審制度がえん罪被害から国民を救済する最後の砦であることを鑑みれば、速やかに改善されなければなりません。

そこで、えん罪被害者の速やかな救済のために、国に対し下記の点を含む刑事訴訟法（再審規定）の改正を求めます。

### 記

1. えん罪被害者の救済の観点から実効性のある検察官による証拠開示の規定を設けること。
2. 1の証拠開示制度を実効的に担保する捜査機関における適切な証拠の保管、保存制度に関する規定を設けること。
3. 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての在り方について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月14日

長野県千曲市議会  
議長 金井文彦

内閣総理大臣  
法務大臣 宛  
衆議院議長  
参議院議長